

産業廃棄物処理施設設置の事業計画に係る合意の形成の判断について

下記１の事業計画に係る合意の形成について下記２のとおり判断しましたので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成２１年岐阜県条例第２０号。以下「条例」という。）第２６条第１項の規定によりお知らせします。

記

１ 対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
株式会社ウッドリサイクル 代表取締役社長 島 秀太郎
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
岐阜県下呂市小坂町門坂字栃洞上平１２０９番地１ 外３５筆
岐阜市を除く岐阜県内の建設工事現場
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
破碎施設（政令第７条第８号の２）

２ 合意の形成の判断結果

合意の形成が図られている。（条例第２６条第１項第１号）

＜判断の理由＞

意見書（１回目）の提出がなかったため。

令和７年１１月２８日

岐阜県知事 江崎 禎英



（教示）

この判断に不服がある関係住民の方は、条例第２７条第２項の規定により、周知が開始された日から２０日以内（令和７年１２月１８日まで）に岐阜県知事に異議を申し立てることができます。なお、申立は飛騨県事務所へ規則様式第１２号を提出することにより行ってください。

問合せ先

〒５０６－８６８８ 高山市上岡本町７－４６８ 飛騨総合庁舎内
飛騨県事務所環境課

TEL：０５７７－３３－１１１１（内線：２２３）